

佐野市監査委員告示第4号

財政援助団体監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和3年2月3日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 井川 克彦

第1 監査の対象

令和元年度佐野市有害鳥獣被害対策協議会補助金に係る出納その他の事務の執行
財政援助団体 佐野市有害鳥獣被害対策協議会
（市所管部署 産業文化部農山村振興課）

第2 監査期間

令和2年12月7日から令和3年2月3日まで

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料について、内容調査、照合、検査等を行うとともに、団体及び市所管部署の職員から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査の結果

事業は、その目的に沿って運営され、経理事務についても関係帳簿の係数に誤りがなく、概ね適正に執行されたものと認められた。